

鈴鹿市上下水道局公告第 15 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により次のとおり鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（令和元年鈴鹿市上下水道局管理規程第 6 号）第 6 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 22 日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥 美 良 雄

名称	所在地	廃止年月日
しまづ屋	名張市桔梗が丘南 1 番町 1 街区 21 番地	令和 7 年 3 月 18 日